

平成30年4月から

国民健康保険制度が変わります

これまで国民健康保険は、市町村が保険者となり運営してきました。平成30年4月からは、北海道が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保運営を担います。

平成30年度から何が変わるの？

◆被保険者証などが一部変わります

北海道も保険者となることから、被保険者証(保険証)や限度額適用認定証などが変わります。

※保険証は30年度の一斉更新から変わります。(7月中に送付予定)

◆資格の取得・喪失が都道府県単位に

道内の他市町村へ転出した場合、国保の資格の取得・喪失は生じません。ただし、他の都府県へ転出した場合には、国保の取得・喪失が生じます。

※どちらの場合も市町村への転入・転出の届出が必要です。

◆高額療養費の多数該当回数が増えます

道内の他市町村への転出であれば、高額療養費の多数該当回数が増え、通算されるようになります。

多数該当回数

過去12カ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度。

◆葬祭費が3万円になります

葬祭費の支給金額が道内で統一されるため、現在の2万円から3万円になります。

なぜ都道府県化を 行うの？

国民健康保険は、勤務先の健康保険などの医療保険に加入していない人が加入する医療保険です。このことで、全ての人が医療保険に加入する国民皆保険が実現されています。しかし、国保では、勤務先の医療保険などと比べると、高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いといった構造的な問題を抱えています。そこで、国保の財政を都道府県化することで、今まで市町村が抱えていた問題を全道で解決していくことになり、安定的で持続可能な財政運営が図られます。

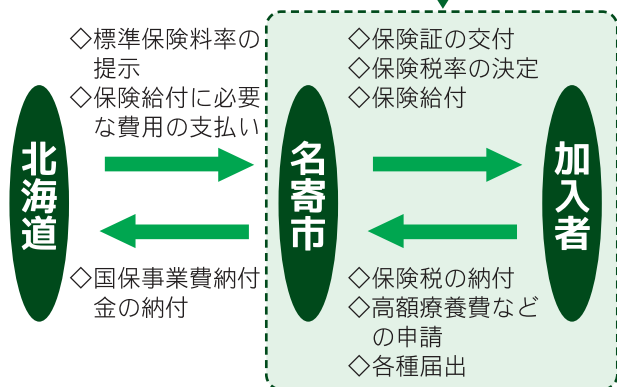


道の主な役割 国保運営の中心的な役割 (財政運営の責任主体)	市の主な役割 加入者に身近な細か い事業を引き続き実施
<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村ごとの国保事業納付金を決定 ◆各市町村の標準保険料率を提示 ◆給付に必要な費用を市町村に支払う ◆統一的な運営方針を決定し、市町村が担う事務の効率化、標準化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆加入・脱退の手続き ◆保険証の交付 ◆保険税の賦課徴収 ◆高額療養費などの払い戻しにかかる各種受け付け ◆特定健診・人間ドックなどの保健事業 ◆国保事業費納付金を道へ納付

加入者には どんな影響があるの？

財政運営の主体が道になりますが、保険税の納付先や各種手続きの窓口は引き続き市町村で行います。

窓口での手続きなどは、今までと変わりません



今後の国保運営は どうなるの？

平成30年2月に北海道から納付金の算定結果が公表され、本市は現在の保険税率では北海道に納める納付金を賄えない結果となっています。不足する財源は、基金からの繰入れで補てんを行い、平成30年度では現行税率を据え置くこととします。

今後は、毎年度、北海道から示される標準税率を参考に保険税率を検討しますが、単年度の収支均衡を保つためには適正な税率への見直しが必要となります。

北海道の本算定(確定係数)の算定結果に基づく名寄市の試算(平成30年度)

本算定の算定結果による納付金額(当初予算設定額)	7億5,646万円
名寄市の試算額	6億7,988万1,000円
差額(基金から補てん)	7,657万9,000円

問い合わせ

市民課国保高齢医療係
(名寄庁舎1階)

☎01654③2111
(内線3116)